「大型車の横転防止，走行安定性向上（ECE/R13 関係）」

- 適用範囲

  自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、農耕作業用小型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車（被牽引自動車を除く）を除く。）

- 基準概要
  - ✧ ABS、EVSC（車両安定性制御装置）の装着の義務付に関する要件を規定。
  - ✧ 主制動性能：常温時及びフェード時の主制動の減速度、制動距離を規定。
  - ✧ 二次制動性能：主制動装置故障時の減速度、制動距離を規定。
  - ✧ 駐車制動性能：登坂路での静的制動能力及び動的制動能力を規定。
  - ✧ 補助制動性能：補助制動装置の減速度または降坂制動能力を規定。
  - ✧ 警告表示要件：制動装置の異常警告に加え、安全装置（ABS、EVSC）の警告表示を規定。
  - ✧ 制動灯点灯条件に関する要件を規定。

※EVSCの概要

車両挙動に応じてブレーキ制御等を行うことにより、横滑り及び横転を抑制するための装置。

EVSCなしの場合

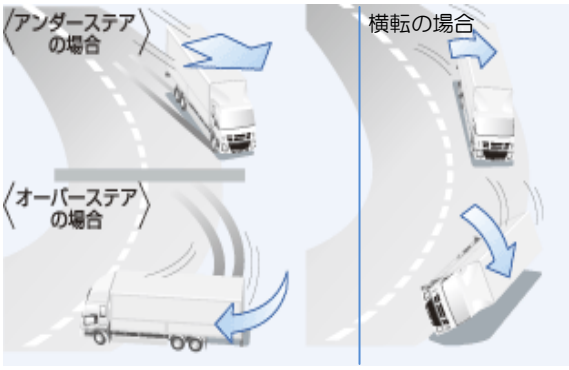

EVSCありの場合

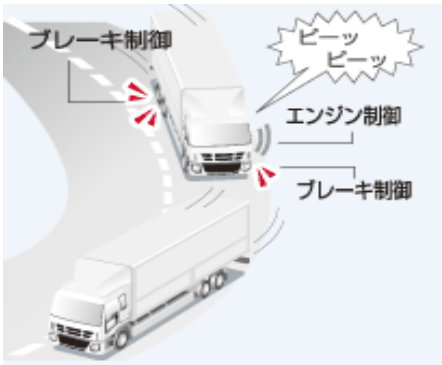

カーブ等で、(1) 前輪の横滑りにより車両が外側にふくらむ（アンダーステア）おそれがある場合、(2) 後輪の横滑りにより車両が内側に切れ込んでいく（オーバーステア）おそれがある場合、(3) 車両が横転するおそれがある場合に、ブレーキ制御等により運転者の運行を支援する。

- 制定・改正時期（案）

  平成 24 年度中